

宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第1項に基づき宅地造成等工事規制区域を指定したため、宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第4項の規定により公示する。

令和6年4月1日

東大阪市長 野田 義和

1 指定の範囲

東大阪市域全域

2 添付資料

平面図